

宗像市スポーツサポートセンター実証事業業務委託 募集要領

1 事業の趣旨・目的

本事業の目的は、市民の「週1日30分以上のスポーツ実施率の向上」とする。その達成に向け、“様々な世代”がスポーツに親しむことができる「きっかけ」となる場をつくり、その参加者自らが、日々のスポーツ活動に取り組む行動変容を起こすことを目指す。

2 業務概要

- (1) 業務名：宗像市スポーツサポートセンター実証事業業務委託
- (2) 業務内容：別紙「宗像市スポーツサポートセンター実証事業業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額：3,500,000円（うち消費税及び地方消費税額318,182円）

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人(契約締結の権限を委任する場合は、その受任者)が住所地の市町村税を滞納していない者
- (5) 令和8年4月1日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者

4 スケジュール

(1) 公募開始日	令和8年4月1日(水)
(2) 質疑受付締切	令和8年4月8日(水) 正午
(3) 質疑回答	令和8年4月9日(木)
(4) 応募書類提出締切	令和8年4月21日(火)
(5) 参加資格確認通知	令和8年4月22日(水)
(6) プレゼンテーション審査	令和8年4月27日(月) 13:15~16:00

(7) 事業者決定	令和8年4月30日(木)頃予定
-----------	-----------------

5 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市市民協働部文化スポーツ課（西館2階22番窓口）

電話 0940-36-1540

FAX 0940-36-0270

メールアドレス bunka-sports@city.munakata.lg.jp

(2) 募集要領等の公告期間

ア 配布期間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月21日（火）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 公告方法

上記（1）の担当部署で配布するほか、宗像市公式ホームページからダウンロードできる。

※宗像市公式ホームページアドレス

<https://www.city.munakata.lg.jp/list00105.html> → 「入札・契約」 → 「プロポーザル案件」

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年4月21日（火） 必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和8年4月8日（水）正午必着

(2) 質疑方法： 質疑書（様式1）により電子メールにて送信し、その旨を電話にて確認すること。

(3) 質疑様式等：様式は指定様式のみとする。

(4) 回答方法：令和8年4月9日（木）までに参加者すべてに電子メールにて回答するとともに、市公式ホームページに質問内容及び回答内容を公表する。

7 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）1部

イ 価格提案書（任意様式）8部

ウ 企画提案書 8 部

(2) 企画提案書の作成方法

様式は任意様式とし、企画提案書への記載項目は次のとおりとする。作成にあたっては「宗像市スポーツサポートセンター実証事業業務委託仕様書（資料1）」及び「評価表（資料2）」に留意して提案すること。

ア 本業務の基本的な考え方・コンセプト

イ 仕様書に定める業務内容（6（3）ア～エ）に対する取り組みの提案

ウ 実施体制及びスケジュールの現実性

エ 本業務実施に関する独自のノウハウや PR ポイント

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 参加資格の確認通知について

(1) 参加資格の有無については、令和8年4月22日（水）までに電子メールで各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 期限までに必要書類を提出しない者、中学生を対象としたきっかけづくりの取組みがない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

9 評価方法等

(1) 評価基準 別紙「評価表（資料2）」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び価格提案書について、4月27日（月）にプレゼンテーションを実施する。持ち時間は1者につき15分以内とする。時間、場所等については、別途通知する。なお、プレゼンテーションに使用するプロジェクター、スクリーン及び接続ケーブルは本市が準備する。その他の必要な機器（パソコン等）については提案者で準備すること。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価表(資料2)に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える者

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった者

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

10 審査結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールで通知するとともに後日、書面にて通知する。また、選定結果通知後、次に掲げる項目において、担当課にて閲覧に供するものとする。

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、総合評価点、提案金額

11 契約手続き

(1) 候補者が本市の登録業者リストに未登録の場合、以下の書類を提出すること。(参加表明書の提出前3ヵ月以内に発行されたもの・写し可)

①登記簿謄本

②市区町村税を滞納していないことの証明書

・事業所所在地の市区町村役場で発行

③法人税(所得税)と消費税及び地方消費税納税証明書

・本社所在地の市区町村役場で発行

・申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明

・個人である場合は、所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明

- (2) 候補者と本市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (3) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。
- (5) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点候補者を候補者とする。
- (6) 選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次点候補者を候補者とする。

12 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。